

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

蒲郡市立三谷小学校

蒲郡市立三谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることをふまえ、防止策を考えていく必要がある。これらの基本的な考えをもとに、全教職員が、日頃から児童に寄り添い目をかけ声をかけることで、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「よい子 強い子 明るい子」を実現できるよう、「本気で学ぶ子」「自らきたえる子」「明るく元気な子」の育成に尽力している。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校・学級づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校・学級づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「サポート委員会」と称した全職員参加の「いじめ・不登校対策会議」を月に一度に開催して、全校児童の現状を知る機会を設定する。そして、会議で話題となった児童への対応について、全職員が共通認識し、一枚岩で指導に当たる。また、校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭、相談活動担当にスクールカウンセラーを加えたメンバーで構成する「いじめ・不登校対策委員会」を必要に応じて開催し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・全職員で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・必要に応じて、PTAや地域の意見を取り入れ、方針を改定していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員協議会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ、悩み等を受け止める「教育相談アンケート」や教育相談の結果から、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・配慮が必要な児童（障害、外国人、性同一障害等を含む）を共通理解し、対応策を講じる。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だより『いきいき三谷小っ子』、学年・学級だより、ホームページなどを通して、児童たちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係作りの一助とする。また、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果を発信する。
- ・学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、あいさつ運動等に取り組む。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合（解消とは、3か月以上いじめがとまっている、かつ本人が心身の苦痛を感じ

じていないことを、被害者本人及び保護者に面談等で確認)も、その後の関係児童の周辺の様子を複数の職員で見守り、継続的な指導・支援ができる体制を整えるとともに、再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にした授業実践に努め、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、いじめ防止標語の作成などを通し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童(5・6年)がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日常的な会話や生活日記に加え、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施(年3回)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 心の教室相談支援員やスクールカウンセラーの相談活動等について紹介するとともに、支援員らと連携をとり、児童の様子をつかむ。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、またはいじめの疑いがあると思われたときは、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に情報を共有し、組織的に対応する。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、サポート委員会に報告する。
- イ 被害児童をどんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、いじめは許さないといった毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー(主任児童委員等)等の専門家や、警察署、児童相談センター、家庭児童相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への適切な事後支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの支援を継続的に行う。
- カ いじめが「解消している」状態に至った場合も、被害児童、課外児童ともに日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修 (外部講師、スクールカウンセラーによる講話など) を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、三谷小学校のホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

PDCA サイクル例

<PLAN>

- ・学校いじめ基本方針の内容説明・確認 (教職員・保護者・児童・地域へ)
- ・いじめ相談の窓口 (家庭教育相談室、児童相談センター等) の周知

<DO>

- ・児童理解と学級づくり
- ・情報交換 (職員間の他、学区3校連絡会・校外補導・学校評議員会・PTA 理事会等)
- ・SC・心の教室相談支援員らと連携した見とり

<CHECK>

- ・学校生活アンケート (いじめアンケート) ・教育相談の実施
- ・学校評価アンケート

<ACTION>

- ・サポート委員会での情報共有と対策協議
- ・教職員の協力体制のよとの指導・支援
- ・SC 等の専門家や、関係機関との連携

【重大事態の対応フロー図】

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省より）」に準ずる

